

「令和7年度地域医療介護総合確保基金（医療分）」 活用事業案の募集について

1. 主な対象事業について

①【区分1－1】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・ 地域で充足している急性期病床等から回復期病床（地域包括ケア病床を含む）への転換を伴う施設整備
- ・ 回復期医療を提供するための設備整備
- ・ I C Tを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備 等

②【区分1－2】地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

- ・ 地域医療構想に即した病床数の削減

③【区分2】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・ 在宅医療連携拠点の整備、在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
- ・ 在宅医療提供体制の充実のための人材育成研修や設備整備
- ・ 訪問看護ステーションの新設（サテライト新設含む）に係る初動時の設備整備

④【区分4】医療従事者の確保に関する事業

- ・ 医師の出産・育児と勤務との両立を支援する医療機関の取組
- ・ 看護師等養成所の運営及び施設設備整備
- ・ 医療従事者の勤務環境改善のための I C Tシステムの導入 等

⑤【区分6】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・ 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関による、タスク・シフティングや勤務間インターバル等の勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取組 等

※ 対象事業の詳細は、資料1「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」を参照してください。

※ 標準事業例にない取り組みであっても、事業項目名に合致する内容の取り組みであれば事業の対象となる場合がありますのでご相談ください。

2. 事業提案に関する留意事項

事業を実施するにあたっては、参考資料に添付の厚生労働省通知のとおり、事業の対象とすることが不適切な場合などの考え方が定められています。

（1）対象とならない場合

- ① 標準事業例と関連がないもの
- ② 診療報酬や介護報酬、その他の補助金で措置されているもの

- ③ 「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業にかかる地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト 等
- (2) 事業者負担等

県では、既存の国庫補助事業や類似の補助事業の補助率等を考慮して適切な運用を図ることとしており、原則として一定の事業者負担を求めます。

3. 事業実施期間

交付決定後（令和7年9月頃予定）から令和8年3月31日までの間（交付にかかる手続きは事業実施が決定した事業者に別途連絡します）。

4. 提出書類

(1) 調査票（様式1）

区分1－2の場合は、様式2－1～様式2－3のうち該当するものを、区分6の場合は、様式3－1～様式3－3を添付する必要があります。詳しくは県庁ホームページをご覧ください。

(2) ① ハード事業（施設・設備整備等）の場合

ア 図面（平面・配置図）

イ 見積書

ウ スケジュール

② ソフト事業（研修、会議等）の場合

ア 概念図、スケジュール、カリキュラムなど内容の分かれる資料

イ 費目別積算資料（単価×数量）

(3) その他、事業案の内容に資する補足資料（図表、体系図等。（任意））

5. 提出期限・提出方法

令和6年9月2日（月）までに郵送又は持参により担当あて2部提出してください。

6. 提案事業の採択方法

- (1) 提案された事業案について、書類審査やヒアリング等により、基金事業の趣旨との整合性、積算の妥当性、事業効果、実現可能性などを総合的に判断し採択するものとします。
- (2) ただし、採択までに、関係団体からの意見聴取や地域医療構想調整会議等の場における協議、県財政当局との予算協議、国によるヒアリングなどの手順を踏むこととしているため、必要に応じて確認や資料を求めることがあります。
- (3) スケジュールは別紙のとおりです。